平成２２年（フ）第３８７号
愛媛県松山市小坂４丁目４番10号　ローレンス小坂301号
債務者　西川みゆき
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
福岡県久留米市梅満町310番地２　レオパレス大梅弐101号
債務者　久保下正樹
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８５号
鹿児島県鹿児島市清和２丁目15番42号
債務者　馬場めぐみ
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６９号
鹿児島県日置市伊集院町麦生田727番地73
債務者　前平　宏子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目56番８号堀之内アパート101号
債務者　新原　義浩
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
沖縄県那覇市牧志２丁目５番14号　高良アパート301
債務者　比嘉美根子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１１号
沖縄県豊見城市字真玉橋208番地　ＩＣＣ真玉橋寮205号室
債務者　嘉味田匡史
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１４号
沖縄県那覇市辻１丁目14番９号　大城アパート303
債務者　三浦　利恵
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３５号
北海道岩内郡岩内町字東山92番地の１
債務者　土井真由美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第３６号
北海道虻田郡倶知安町北４条東４丁目３番地４　望羊団地３号棟206号室
債務者　上正路猛子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１９２号
北海道苫小牧市柏木町５丁目15番３号、住民票上の住所北海道苫小牧市字沼ノ端661番地の18　ムーンポート106号
債務者　外舘　太生
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１１号
埼玉県蕨市南町２丁目25―２　株式会社蕨看護婦家政婦紹介所内、住民票上の住所福島県伊達郡川俣町山木屋字大清水33番地の３
債務者　大内せつ子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４号
福島市宮代字宝田前31番地の１　第１光栄荘
債務者　大谷　徳男
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２１５号
福島市宮代字宝田前31番地の１　第１光栄荘
債務者　大谷　勇子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
福島県二本松市郭内２丁目７番地　雇用促進住宅郭内１棟105号
債務者　佐藤　浩徳
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
石川県小松市粟津町ハ63番地１、従前の住所埼玉県草加市谷塚仲町392番地
債務者　遠藤　　祐
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第９７号
石川県加賀市森町ル13番甲地、従前の住所石川県加賀市森町ル15番地
債務者　森本多加予
1　決定年月日時　平成22年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４０号
福井県坂井市丸岡町四郎丸第16号38番地
債務者　井向　義一
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係